（共通構造部型式指定規則の一部改正）

第六条　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第五条　法第七十五条の二第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。 一　第三条第一項の規定により機構に提示された特定共通構造部又は前条第一項の申請に係る特定共通構造部の構造、装置及び性能が、法第四十条各号に掲げる事項ごと及び法第四十一条第一項各号に掲げる装置ごとに保安基準（申請に係る特定共通構造部が対象となる部分に限る。）に適合すること。 二・三　（略）	**第五条**　法第七十五条の二第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。 一　第三条第一項の規定により機構に提示された特定共通構造部又は前条第一項の申請に係る特定共通構造部の構造、装置及び性能が、法第四十条各号に掲げる事項ごと及び法第四十一条各号に掲げる装置ごとに保安基準（申請に係る特定共通構造部が対象となる部分に限る。）に適合すること。 二・三　（略）

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第七条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
別表第一	別表第一
自動車審査試験項目	自動車審査試験項目
自動車審査試験項目別費用額	自動車審査試験項目別費用額
一～三十七　（略）	一～三十七　（略）
三十八　保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験	三十八　保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験
四十七万七千円	四十七万七千円
三十八の二　保安基準第十七条の二第三項に定める基準に係る試験	
十八万七千円	
三十八の三　保安基準第十七条の二第四項に定める基準に係る試験	
十八万七千円	
三十九　保安基準第十七条の二第五項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	三十九　保安基準第十七条の二第三項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験
（略）	（略）
四十　保安基準第十七条の二第五項及び第六項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	四十　保安基準第十七条の二第三項及び第四項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験
（略）	（略）
四十一　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時及び後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	四十一　保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時及び後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験
（略）	（略）
四十二　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	四十二　保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験
（略）	（略）
四十三　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	四十三　保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験
（略）	（略）
四十四　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、衝突時のかじ取り装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	四十四　保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、衝突時のかじ取り装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験
（略）	（略）
四十五　保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験（前五号に掲げる試験を除く。）	四十五　保安基準第十七条の二第四項に定める基準に係る試験（前五号に掲げる試験を除く。）
（略）	（略）